

# 平成24年度第一次補正予算成立に伴い創設された制度のご案内

## 制度創設の背景

金融円滑化法が3月末で期限を迎えることも背景に、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮が求められている中、小規模事業者の経営力強化に向け、「高い専門性を有する認定経営革新等支援機関による経営支援」と金融を一体的に推進することが政策的な要請

### 1 経営環境変化資金

再生局面に陥ってないものの、一定の借入負担があり（ ）、一時的に資金繰りが悪化している事業者向けの制度です。

認定経営革新等支援機関又は公庫の経営支援を受けて財務内容の健全化を目標とする事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、運転資金については、「基準利率－0.4%」が適用されます。

（ ）借入負担年数（（有利子負債＋社債）／（経常利益÷2＋減価償却費））が13年以上となる先

### 2 中小企業経営力強化資金

創業又は経営多角化・事業転換等の新たな事業活動をするにあたり、認定経営革新等支援機関による経営支援を受け、新商品の開発等新たな市場の創出を目指す事業者に対する制度です。

事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、1,500万円以内については、「基準利率－0.4%」で、無担保・無保証人でご利用ができます。



# 制度のスキーム

## スキームのイメージ

